

水利使用許可申請書添付図書（河川法第23条、第24条、第26条）（新規）

No. 1

番号	添付書類及び内容		適否
1	事業計画の概要 ・具体的かつ詳細に記入		
2	使用水量の算出根拠 ・かんがい面積及び土壌区分の説明 ・かんがい期別の算出根拠等		
3	河川流量と取水量及び関係河川使用者の取水量との関係 ・それぞれの関係を明らかにする計算及び資料 ・特に基準渇水流量から、維持流量及び既得水利権者等との流量を控除して、なお申請取水量を確保できることを計算上明らかにすること。		
4	治水上の影響及びその対策 ・詳細に記載		
5	関係河川使用者（竹木の流送等の許可、漁業権者及び入漁権者を除く） ・水利使用による関係河川使用者の受ける影響及びその対策について具体的かつ詳細に記載		
6	竹木の流送等の関係		
7	漁業関係 ・水利使用による漁業の受ける影響及びその対策について詳細に記載		
8	史跡、名勝等の調書 ・水利使用による史跡等の受ける影響及びその対策について詳細に記載		
9	工作物に関する水理計算書		
10	工作物に関する構造計算書		
11	計画洪水流量および背水に関する計算書		
12	水位及び流量表	過去10ヵ年の水位及び流量表	
13	占用面積計算書、 行為面積計算書 及び丈量図	丈量図 縮尺1/500程度、三斜法による	
		面積計算は、小数点以下第3位を四捨五入し第2位まで、丈量図に記載	
14	工程表	治水上影響のある工事は出水期を外す	
15	位置図	縮尺1/5,000程度	
		申請箇所を○印で表示し、「申請箇所」と朱書	
		流域面積表示	
		受益面積明示	
16	実測平面図	縮尺1/500程度	
		申請箇所及び当該申請によって河川に影響があると判断される区域の範囲 原則として申請箇所の位置より上下流各々200メートル以上	
		堤防、護岸、水制、寄州等の状況、流水の方向、道路等の図示	
		申請工作物、その他関連施設等の全体について、平面的な外形及び河川改修計画の法線等の明示	
		河川区域を朱書	

番号	添付書類及び内容		適否
17	実測縦断図	縮尺 横1/500程度、縦1/200程度	
		原則として工作物の位置より上下流各々200メートル以上	
		現況河床勾配及び計画河床勾配明示	
		両岸の背後地盤高及び堤防高表示	
18	実測横断図	縮尺 1/100程度	
		原則として工作物の位置より上下流各々200メートル以上	
		測点間隔50メートル以内	
		現況断面、計画断面を明示	
		河川区域を朱書	
19	工作物の設計図等	(河川区域を朱書)	
	①工作物平面図	縮尺 1/100程度	
	② " 側面図	縮尺 1/100程度	
		河川横過物については、河川改修計画の定規断面、高水位及び余裕高明示	
	③ " 断面図	縮尺 1/100程度	
		樋管等の堤体横過物については、河川改修計画の定規断面、流下勾配、敷高及び計画高水位	
	④ " 構造図	縮尺 1/100程度	
	⑤取付護岸平面図	(根固含む) 縮尺 1/500程度	
	⑥ " 横断図	(根固含む) 縮尺 1/100程度	
		現河床及び計画河床高明示	
	⑦ " 構造図	(根固含む) 縮尺 1/100程度	
	⑧堤外導水路構造図	縮尺 1/100程度	
	⑨堤防取付詳細図	縮尺 1/100程度	
縦断及び横断記載			
⑩仮締切詳細図	縮尺 1/100程度		
	工法及び計画高水位との関係		
20	工事費概算書		
21	従来の施設の除却に関する工事計画書		
22	工事の実施方法を記載した書面 ・工事の実施上の問題点とその対策を工程表と関連づけて記載		
23	関係河川使用者の同意書及び同意に至らなかった事情を記載した書面		
24	河川管理者以外の者が権原を有しているものについての権原の取得に関する書面 ・計画書、承諾書、協定書等の写し		
25	他の行政庁の許可、認可その他の処分に関するもの ・許可書等の写し		
26	同時申請を要するもので同時申請ができない理由		

番号	添付書類及び内容	適否
27	その他参考となるべき事項を記載した図書	
	①公図	法務局に備付けの公図の写し
		備付け法務局名、縮尺、方位、転写者氏名（押印）及び転写年月日
		工作物の区画明示、区画内薄赤色で着色
		官民境界線朱書
	②排水行為に係る浄化施設詳細図	
	③水質分析表	
	④写真	申請箇所の位置及び河川の上下流の状況がわかるもの
	⑤協議メモ	河川課、国土交通省等との事前協議結果の写し